

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人高嶺福祉会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

（報酬総額）

第3条 この法人の全理事の各年度の報酬総額は、400万円以内とする。

2 この法人の全監事の各年度の報酬総額は、50万円以内とする。

3 この法人の全評議員の各年度の報酬総額は、100万円以内とする。

（理事会及び評議員会等の出席報酬等）

第4条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、別表2による報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、別表2による報酬はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

4 交通費は、実費とする。

（役員及び評議員の勤務報酬等）

第5条 理事長が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 交通費は、実費とする。

（監事の報酬等）

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ、同一日に開催された評議員会に出席、または同一日に開催された評議員選任・解任委員会に出席した時は、その出席に対する報酬は重ねて支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払

うことができる。

3 交通費は、実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により宿泊費及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成19年11月10日より適用する

この規程は、平成29年6月25日より適用する。

この規程は、令和6年7月1日より適用する。

別表 1 （日額）

名 称	報 酬	交通費
理事会出席報酬等	1 5 , 0 0 0 円	実費
評議員会出席報酬等	1 5 , 0 0 0 円	実費
評議員選任・解任委員会出席報酬	1 5 , 0 0 0 円	実費

別表 2 （日額）

名 称	報 酬	交通費
理事長業務報酬等	1 5 , 0 0 0 円	実 費
理事及び評議員業務報酬等	1 5 , 0 0 0 円	実 費
監事監査指導報酬等	1 5 , 0 0 0 円	実 費

別表 3 （日額）

旅 費	宿泊費	その他
実 費	2 0 , 0 0 0 円（限度額）	実 費